

第二次環境基本計画見直しにかかる

中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会

資料 1 - 6 関連資料 (※)

(主に自然環境関連)

(団体)	(頁)
第6回	
・財団法人 日本自然保護協会	1
・財団法人 世界自然保護基金ジャパン	3
・財団法人 日本生態系協会	9
・日本生態学会	15
・社団法人 日本造園学会	21
・財団法人 日本野鳥の会	23
第7回	
・全国農業協同組合中央会	27
・全国森林組合連合会	29
・全国動物愛護推進協議会	31
・特定非営利活動法人 日本エコツーリズム協会	(パンフレットのみ)
・全国漁業協同組合連合会	37
第11回	
・社団法人 大日本獣友会	91

(※) 意見交換に際し団体から提出頂いた資料 (パンフレット等一部資料は除く)

2005年9月12日

中央環境審議会総合政策部会ヒアリング 「第三次環境基本計画策定に向けた考え方」に関する意見

(財)日本自然保護協会
保護・研究部 主任 大野正人

①:「第三次環境基本計画策定に向けた考え方」全体に対する意見

- ・抽象的な表現やあいまいに定義した言葉の多用、各章ごとに散漫で濃淡のある内容等、全体的何が重要なトピックになりえ、問題解決に結びつくのか非常にわかりにくいものになっている。現状認識を踏まえた上で課題設定、課題を解決するための理念と実際のプログラムという流れを体系的に整理すべきである。
- ・「はじめに」や「今後の環境政策の展開の方向」でも触れられている「より良い環境のための経済とより良い経済のための環境を両立させる」という発想が、抽象的な表現に終始する原因と思われる。近年、急速に進んだ自然環境破壊は、自然環境という元本から生み出される利子だけにあきたらず、元本までも食いつぶす勢いの人間活動に起因するものがほとんどであり、自然と人間の共存のためには、人間活動を利子部分のみの利用に制限していくのが必要なことは明白である。「自然との共生」を理念の1つにあげるのであれば、思い切った方向性を提示しなければ、一般市民にもわかりやすく現実的な基本計画にはならないのではないか。
- ・縦割り行政を解決する内容が盛り込まれていない。人間生活と自然環境との関わりが多様かつ複雑であるため、縦割り行政の枠組みの中で、法整備をしても実効性の高いものにはならない。各省庁に横串を通す仕組みをつくることが求められており、基本計画の中にもその要素を盛り込むべきである。

②:二.第三次環境基本計画策定に向けての現状と課題(P3)

- ・「現状と課題」を検討するにあたり、第二次環境基本計画について十分に検証は行われたのか。特に、第二次計画の「重点的に取り組むべき11の戦略的プログラム」の点検は、改訂後数回行っているが、その各プログラムの基礎となる、「環境政策の基本的考え方」や「基本的な考え方を具現化するための政策の方針」はどう評価されたのかは明らかにされていない。この検証作業によって、第三次環境基本計画策定に向け、「解決すべき課題」や「今後の環境政策の展開の方向」が導き出されるべきものではないか。

③:二-2.環境の現状・3.解決すべき課題(P4)

- ・日本が批准している「生物多様性条約」に基づき策定した、「新・生物多様性国家戦略」では、日本における生物多様性保全の現状として、3つの危機を挙げているのにも関わらず、この「二-2.環境の現状」の中では、第2・3の危機にしか触れていない。第1の危機「人間の活動や開発が、種の減少・絶滅、生態系の破壊・分断を引き起こしていること」も、項目にあげるべきである。環境省のレッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種は2,662種にのぼっており、この状況が改善される傾向にはない。
- ・人と野生動物の軋轢(鳥獣による農作物被害・人的被害)が特に中山間地を中心に起こっている。これは、農村の高齢化や餌付け(不適切なゴミ管理も含む)などに起因するが、環境政策と農林業および地域社会の3つが上手く連携していないと解決しない。解決すべき課題として設定すべきである。

④:二-4.持続可能な社会に向けての環境面からの理念(P5)

- ・今回の「考え方」の中で、この理念をまとめた項目は、重要性が高く位置づけられるはずのものであるが、ただ羅列しただけの8項目で、「自然と共生する」という漠然とした記述で終始し、あまりにもお粗末と言わざるをえな

い。抽象的な表現に終始せず、体系的に理念を整理し、詳細にわかりやすく記載すべきである。

⑤:三ー2.環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成(P11)

・日本の国土には、原生的な自然から里やま等の二次的自然、日常生活の中で触れ合えるごく身近な自然まで、多様な自然環境が存在している。これらの自然が持つ意味と価値を評価し、多様な自然環境を視野に入れた上でグランドデザインを行うこと、ならびに、それに基づいた生態系の体系的保全・生態的ネットワークを行うことがまず重要なことと考える。そのために、生物多様性保全の観点から森林、河川、湿地、浅海域等も含めた国土の類型化を行い、それに則した自然環境の保全と利用の管理計画を策定する必要がある。大項目に挙げられた「既存ストックや農林業機能の活用」は、その管理計画の1つに過ぎない。

⑥:三ー4. 国、地方公共団体、国民の新たな役割と参加・協働の推進(P13)

「国民の役割が不明確。主体ごとのより具体的な記述が必要」

・「二ー1. 踏まえるべき経済・社会の現状」で指摘されているとおり、国・地方共に財政の危機状況にあり、そのため公的活動は整理統合の上縮小する事が予測される。そのような見通しの中で、社会・経済・環境という側面からの更なる取り組みが求められており、そのための国民参加の促進は、必要不可欠なことである。しかし、この項目で述べられている国民の役割とは「重要な役割を担うようになってきてている」と、漠然としか描かれていない。企業やNPO、一般市民といった性格・役割を異にする主体を十把一絡げに「国民」とまとめるような事はせずに、各々の主体ごとに現状・課題の整理をし、様々な主体が環境基本計画のなかで自分たちの活動の中でできる事や求められている事を明確に伝える事が、なにより重要であり、考え方のなかに位置づけるべきである。また、その際、市民やNPOは行政を監視する役割を持つ事にも言及すべきである。必要な時に協力し、必要な時は誤りを指摘するというのが正しいパートナーシップである。これまで、市民団体の指摘で、行政主導の決定的環境破壊が止められた事例が多くある。環境に対する現状とその歴史的経緯を省みると、参加・共同だけの記述に終わってはならない。

⑦:その他

・各自治体の環境基本計画改正にあたっての大枠のガイドラインを環境省から示すべきである。

国の環境基本計画とは別に、各自治体の環境基本計画も策定され、これまですべての都道府県・政令指定都市における策定が終了している。しかし、自治体の地域性を發揮し、市民に身近な内容になるよう工夫をこらしている計画がある一方で、既存事業を総括的に羅列するだけのものもある。自治体における担当者の熱意や関係者の協力度合いによって、環境基本計画のレベルに大きなばらつきが出ることは望ましいことではない。

・「環境基本計画の運営管理と普及促進」を主題とした項目を新たに立てるべきである。

環境基本計画は、今後5年間の日本の環境（と社会、経済）に関する分野に関して、国・地方自治体・企業/NPO/市民との間で将来ビジョンとそのための行動を共有するために策定されるものである。しかるに、これまでの基本計画が国民に対して十分に理解されたものであったかについてはははだ疑問を感じる。先に指摘したとおり、本計画の成否は、国民の参加が真に促進されるかどうかに委ねられている。環境基本計画やこれに基づく下位の計画・事業などを効果的に管理・運用するためには、環境基本計画の普及・国民各層からの広い参加を促すための戦略などについて、別項立てて位置づけるべきである。

以上



WWF Japan
(財) 世界自然保護基金ジャパン
〒105-0014 東京都港区芝3-1-14
日本生命赤羽橋ビル6F
TEL:03-3769-1772 (草刈)
FAX:03-3769-1717

「第三次環境基本計画に向けた考え方」に関する意見

自然保護室
次長 草刈 秀紀

<はじめに>

今般作成される第三次環境基本計画は、21世紀の最初の環境基本計画となるものであり、今後わが国の環境政策の指針となるものである。また、環境基本法は、わが国環境に関連する法制度の上位に位置する法律であり、当該法令に関連する問題点を砲丸すべきである。従って、現在起こっている環境問題を包括的に把握した上で21世紀のあるべき環境基本計画とすべきである。

<意見>

全般：冒頭、「人類が生存する上で、環境の健全な維持と生態系の微妙な均衡を保つこと」の重要性について明記されてあるにも関わらず、社会的な環境問題に偏り、生物多様性に関する記述が少ない。人類の豊で健全な環境を支えているのは、多種多様な生物相であり、生物の多様性の健全な維持こそが重要課題である。また、生物を、開発などによって絶滅させることのないよう「新・多様性国家戦略」が定められている点から考えても、生物の絶滅に関する記述が一切見受けられないのは、不可解である。

p 1 : 前記意見を踏まえて、新・多様性国家戦略で上げられている3つの脅威の「第1の危機：人間の活動や開発が、種の減少・絶滅、生態系の破壊・分断を起こしている。捕獲・採取による個体数の減少、森林開発、埋め立てによる海の破壊、汚染した排水による生態系の破壊など」に関する記述を「はじめに」の中に明記すべきである。

p 2 : 「②心の面からみた環境と我々の関わり」で「環境と生き生きとした関係を持続することは、我々が幸せな生き方を求めるために社会、文化、生活意識を形成するまでの基盤となる」とあるが、自然観を加え「…自然観、社会、文化、生活意識を…」とすべきである。昨今の外来生物問題を見ると日本人の自然観が大きく変容していると思われる。21世紀は、むしろあるべき日本人の自然観を

取り戻す時期に来ている。

- p 2 : 最後の段落で「人々の生活の基盤をなす環境を健全で恵み豊かな状態に維持し、この環境との豊かな関わりを確保すること」とあるが「…基盤をなす自然・環境を健全…」と前記した理由により「自然」を加えるべきである。
- p 4、p 11 : 農林業に関する記述はあるものの水産資源や水産業、海洋（環境）資源に関する記述が全くない。環境強いては地球環境という大きな視野で見直すのであれば水産業や水産や海洋環境に関する現状を把握した記述をすべきである。
- p 4 : 「2. 環境の現状」に「外来種による生態系の攪乱等様々な要因による生態系の影響のおそれが生じてきている。」と明記されているが、現状は、生態系への深刻な影響が起きているのは、周知の事実である。
- 5 p : 「科学的な因果関係などが不確実な問題が増えている中…」本段落は予防原則に関する記述と思われるが、科学的に因果関係が十分証明されない状況であっても規制措置を行う予防原則に則した記述をすべきである。
- 7 p : 「四.持続可能な社会に向けた重点的な取組」に環境教育の記述があるが、「三.今後の環境政策の展開の方向」の6つに加えて、環境教育・普及啓発に関する項目を別立てとし、持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲や環境教育の推進に必要な方向性を明記すべきである。環境教育は、学校教育から社会人教育まで幅広く対応できる体制が必要である。
- 9 p : 前記理由から、最後の段落に「環境保全に対する国民の一般的な意識の高揚を生かすと共に…」と明記されている部分を「環境教育を通じて、環境保全に対する国民の一般的な意識の高揚を生かすと共に…」とすべきである。
- 11 p : 「自然環境の多様性の維持と質の回復・向上」にのみ「自然再生」の記述があるが、自然再生事業は、全国的に進められており、自然再生専門家会議においても「国が国土全体の自然環境計画を作成すべき」と、度々指摘されている。また、次の段落に、持続可能な国土づくりの推進が書かれているが、自然は常に変化するものであり、国土づくりにおいては、順応的な管理の体制や仕組みを取り入れるべきである。
- 11 p : 「既存ストックの活用や農林業の機能にも…」前記した通り、水産資源や水産業、海洋（環境）資源に関する記述を加えるべきであり、タイトルは「既存ストックの活用や農林水産業の機能にも…」とし、水産資源や水産業、海洋（環境）資源に関する記述を新たに加えるべきである。また「森林が地域の国土環境を保全する機能を發揮している面」が明記されているが持続的な森林の利用と管理を実現するために森林認証制度を生かすべきである。
- 11 p : 「科学的知見、科学技術開発の一層の推進が不可欠」とあるが特に野生生物に関する面は非常に立ち後れている。野生鳥獣の科学的計画的保護管理制度の体制整備や特定外来生物に関する科学的な知見の充実等に関し重点的に予算化する必要がある。予算投入のアンバランスを解消するためにも科学的知見、科学技術開発の重点分野を決めるべきである。
- 12 p : 予防原則を明記した「不確実性を踏まえた施策決定と知見の向上…」の部分の記述は、予防原則を要約した記述となっている。従って、タイトルは、「予防

原則を踏まえた施策決定と知見の向上…」とすべきである。21世紀の環境基本計画は、予防原則を全面に押し出したものにすべきである。

「一定の不確実性を残しつつ政策判断を行うためには関係者や場合によっては国民全体との合意づくりが不可欠である」と明記されているが特定外来生物被害防止法のブラックバス問題のように「国民全体との合意づくり」は不可能な面もある。

13 p : 「国、地方公共団体、民間の役割を踏まえた連携の強化」や他の項目においてもNPOの記述がある。現在、国は環境白書、企業は環境報告書が義務づけられているがNPOについては義務づけられていない。環境保全を推進するためには、適切なNPOであることが判断できる仕組みによって連携を強化すべきである。

14 p : 「施策決定過程について、国民や民間の各種組織が、持続可能な社会づくりの観点から十分な参加・参画ができる仕組みづくりが必要」、「施策決定に際して、できるだけ幅広い情報を示しつつ」とあるが、環境アセスメントをはじめ、科学的に判断し助言を求めることができる第三者機関の設置も必要である。

18 p : 「3. 個別的事象ごとに必要な具体的分野」で「大気、水、廃棄物、森林等と結びつく地球温暖化問題を…」と書き出しているが地球温暖化が野生生物に与える影響も忘れてはならない。「大気、水、森林、野生生物、廃棄物等と結びつく地球温暖化問題を…」と書くべきである。

①から⑥まで項目が並んでいるが優先順位として並べてあるのであれば、「⑥生物多様性の保全の問題」は、上位に位置する問題である。また、①から⑥までの個別具体的な記述が欠けている。別途、意見を聴取する場を設定すべきである。

20 p : リスクコミュニケーションに関して化学物質に関する専門家の人材育成が明記されているが、野生生物の管理や外来生物の影響などに関するリスクコミュニケーションは、立ち後れている。18 p ⑥「生物多様性の保全の問題」の中にこの問題点を明記しておくべきである。

21 p : 「国際的枠組みやルールの形成への貢献」において、東アジア地域における森林資源に関する記述がある。国際的なルール形成においては、「責任ある林産物の購入」ガイド等を参考にすべきである（別添資料参照）。

また、わが国は、野生生物の消費国としての責任を果たす上においても動植物の過剰な利用を防ぐためのワシントン条約を遵守するべきである。とくに、条約の決議を円滑に施行するよう国内法を整え、積極的なアクションをとるよう、国内措置をとるべきである。また、違法取引を減らすため、WCO(世界税関機構)、ICPO(国際刑事機構)など国際関係機関とも協力関係を深めるべきである。

以上。



WWF Japan
(財)世界自然保護基金ジャパン
〒105-0014 東京都港区芝3-1-14
日本生命赤羽橋ビル6F
TEL:03-3769-1772 (草刈)
FAX:03-3769-1717

「第三次環境基本計画に向けた考え方」に関する「追加」意見

自然保護室
次長 草刈 秀紀

＜追加意見＞

14 p : 「5. 国際的な戦略を持った取組の強化」で、「特に地理的近接性が高い東アジア圏における相互依存が高まっている」と書かれているが、特に相互依存が高まっているのは、日本資本が一部投じられて石油・天然ガス開発が行われている極東ロシア地域も同じである。この開発による生態系への影響や大型タンカー航行による海洋汚染などの問題への対応が急務とされている。「特に地理的近接性が高い東アジア圏」という記述は「・・・東アジア圏及び極東ロシア」とすべきである。また「越境大気汚染問題に対応するための」を「越境大気・海洋汚染問題に対応するための」とすべきである。さらに「このように、中国を始めとする」を「このように、中国やロシアを始めとする近隣諸国」とすべきである。

15 p : 前記の石油・天然ガス開発により、日露渡り鳥条約指定種や絶滅危惧種の海洋性哺乳類などに多大なる影響を及ぼす可能性が指摘されている。このことから「東アジア圏と日本の生態系の間では渡り鳥など様々な野生生物の往来がある」を「東アジア圏及び極東ロシアと日本の生態系の間では」とすべきである。同様、文中にある「東アジア圏の生態系」を「東アジア圏および極東ロシアの生態系」にすべきである。また、「それを支える森林保全に対して」を「それを支える森林・海洋保全に対して」とすべきである。

22 p : 前記の理由から、以下の項目を⑩「国際的枠組みやルールの形成への貢献」の中に加えるべきである。

(参考までに：サハリン沖での石油・天然ガス開発による影響が危惧されている海洋性哺乳類コククジラに関して、自然保護連合(IUCN)が昨年11月に採択したCGR3.RES076-REV1「絶滅危惧種ニシコククジラ生存確保のための緊急措置」決議は、日本を含む周辺各国政府に対し「コククジラとその生息域の保護のための国内的な行動計画を策定するよう要請」している。また、サハリンで繁殖している鳥類には、日露渡り鳥条約に指定されている種や今年6月に策定された「オジロワシ及びオオワシ保護増殖事業計画」で保護されている鳥類を含む)

極東ロシア地域で現在行われている石油・天然ガス開発は、日本のエネルギー資源確保につながる一方で、周辺地域の生態系に多大な影響を及ぼすことが指摘されている。開発により、ロシアと日本を渡る鳥やオホーツク海に生息する海洋性哺乳類や漁業資源への影響が懸念されていることから、我が国としても環境保全に積極的に取り組む必要がある。また大型タンカーによる油流出事故が起こった場合、世界遺産に登録された知床を含む北海道オホーツク沿岸地域に油が漂着する可能性があることから、周辺各国や企業との情報交換や対策構築、連携を強化する必要がある。

以上。

第三次環境基本計画の策定に当たっての意見

2005年9月12日
財団法人 日本生態系協会

1. 生態系が私たちの生存基盤であることに関する広報を、充実させることを明記する

私たちや私たちの子孫が、健康で文化的な生活を送るために、生態系からの恵み(生態系サービス)を享受し続けられるようになりますことが、極めて重要です。

2001年に、コフィ・アナン国連事務総長により、ミレニアム生態系評価の開始が発表されました。そして、その成果報告書の刊行が、今春から、始まっています。世界95か国、1,300人の専門家により作成されたこの報告書によれば、生態系が人類に提供してきた多くの恵みが、以前のように提供されなくなりつつあり、人類の福祉に深刻な影響ができるおそれがあるとの警鐘がならされています

ひるがえって我が国では、国の各機関(本府、出先機関)、地方自治体、経済界をはじめ社会全体に、生態系が私たちの生存の基盤であるという認識が、まだ、ほとんど広がっていません。

第三次環境基本計画には、先ず、生態系が私たちの生存基盤であることに関する広報を、テレビを中心に充実させていくことを明記する必要があります

2. 自然環境保全のための予算を確保するために、新たな仕組みをつくることを明記する

環境基本計画を着実に推進するため、毎年、環境審議会により、計画の点検が行われています。そして、その結果を、環境保全経費の見積もりの方針の調整に反映させるという仕組みがつくられています(第二次環境基本計画第4部第5節(計画の進捗状況の点検と計画の見直し))。

国の予算に占める環境保全経費の割合は、もともと1%強しかありませんでしたが、第2次環境基本計画策定後、その割合が、さらに、年々、減っています(添付資料参照)。「自然環境の保全と自然とのふれあいの推進」の予算も減り続け、環境保全経費の中で14%、国の予算に占める割合は、約0.14%といった状況です。

「環境保全経費の見積もりの方針の調整への反映」という仕組みの改善を含め、環境保全経費、特に自然環境保全のための予算を確保するために、新たな仕組みをつくること、第三次環境基本計画に明記する必要があります。

3. 中央環境審議会総合政策部会の下に、自然環境・大気・水環境等の各分野ごとに点検委員会(環境NGO等から構成)を設置し、環境NGOの登用を積極的に促進することを明記する

一端策定された環境基本計画を、着実に推進していくためには、毎年の点検において、政府等の施策を詳細に分析し、課題を整理した上でそれを的確な提言としてまとめあげる

ことができるかどうかが、重要なポイントです。

環境問題は、現在、非常に多岐にわたっています。中央環境審議会総合政策部会の下に、新たに、自然環境・大気・水環境などの分野ごとに点検委員会を設け、まず分野ごとに詳細な点検を行い、それを総合政策部会で、分野間のバランスに配慮しつつ提言としてまとめていくというプロセスが望ましいと考えます。

点検委員会には、環境問題の現場や、政府等の施策に詳しく、単なる政府批判でなく具体的に提言(代替案の提示)をすることができる環境 NGO を積極的に登用し、それら環境 NGO の意見を反映していくことが有効です。

4. ノー・ネット・ロス(自然環境をこれ以上減らさない)を原則とすることを明記する

環境影響評価法が平成 9 年(1997 年)に制定されました。そしてこれを受け、地方自治体でも環境影響評価条例、環境配慮のための指針が整備され、自然環境破壊の度合いは、以前より減りました。

しかし、自然環境を損傷した場合、損傷させた分をどこかで補填すること、すなわちノー・ネット・ロスが原則とされていないことから、日本の自然環境は、依然、悪化する一方です。

日本の自然環境がこれ以上悪化することを食い止め、流れを逆転し、生物多様性を回復し、日本を自然豊かな国とするために、第三次環境基本計画に、ノー・ネット・ロスの原則を明記する必要があります。

またそのため、併せて、ハビタット評価手続き(Habitat Evaluation Procedure、通称 HEP)を、環境影響評価の技術的な基盤として、開発し、普及させていくことが重要であることを、第三次環境基本計画に明記する必要があります。

注: HEP については、「環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会報告」(環境省、平成 17 年 2 月)において、生態系の予測手法の開発等に当たっては、「Habitat Evaluation Procedure (HEP)等の手法が諸外国で既に用いられていることを踏まえる必要がある。」ことが指摘されています。

5. 平成 19 年に予定されている国土形成計画(全国計画)の基盤として、国土規模・広域規模でのエコロジカル・ネットワーク方針図(図面)を作成することを明記する

今年(2005 年)7 月、国土総合開発法が改正され、国土形成計画法となりました。今回の大改正により、1. 国土形成計画の計画事項に、「国土における良好な環境の創出その他の環境の保全…に関する事項」が追加され、また、2. 国土形成計画(全国計画)は、環境基本計画と調和が保たれたものでなければならないとされました。

国土形成計画(全国計画)の前身は、全国総合開発計画です(5 回目の全国計画は「21 世紀の国土のグランドデザイン」)。

新しい国土形成計画(全国計画)は、平成 19 年中頃の策定を目指し、国土交通省を中心に、現在、作業が進められています。

自然と共に存した持続可能な国土を形成するためには、第二次環境基本計画、また新・生

生物多様性国家戦略に、既にその重要性が一部記述されている「国土規模でのエコロジカル・ネットワークの形成」が欠かせません。しかし、まだ我が国では、国土規模、また広域ブロック規模でのエコロジカル・ネットワーク指針図(図面)は、公式には、作成・公表されるに至っていません。

今回の法改正を生かすため、第三次環境基本計画に、平成18年度中に、国土規模・広域規模でのエコロジカル・ネットワーク方針図(図面)を作成し、公表する、ということを明記する必要があります。

6. 学校ビオトープを、全国各地で整備推進していくことを明記する

自然と共に存する持続可能な社会を構築するためには、大人への教育とともに、21世紀の主役、すなわち、子供たちへの教育が重要です。学校ビオトープは、子供たちが、生物多様性を含めた自然の仕組みを理解し、日常の生活のなかで、地域が抱える問題を発見し、解決に向けて自ら行動することを可能とする教育施設です。

財団法人日本生態系協会では、平成11年度より隔年で「全国学校ビオトープ・コンクール」を開催しています。このコンクールは、学校ビオトープの優れた実践例を広く収集し、紹介することで、わが国における環境教育・環境学習の一層の発展に役立てるものです。

コンクールでの受賞校の取り組みは、新聞、雑誌などを通じて、全国に広く紹介されています。今年度、第4回目のコンクールを開催することとなっています。全国各地の幼稚園・保育園、小中高、また大学から、100校以上の応募がありました。

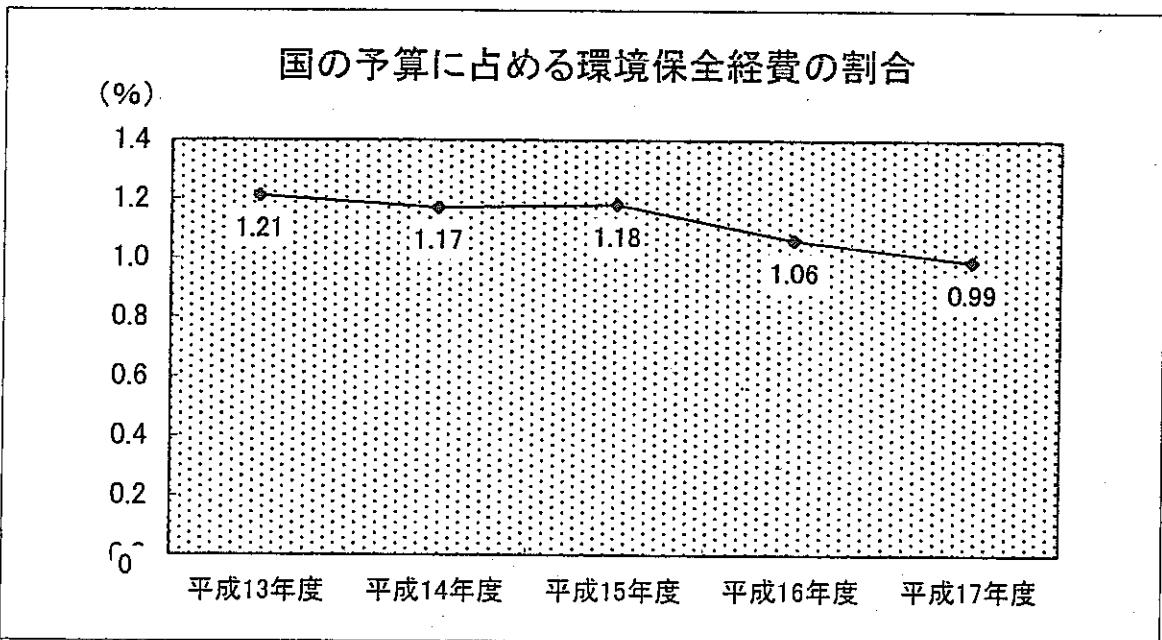
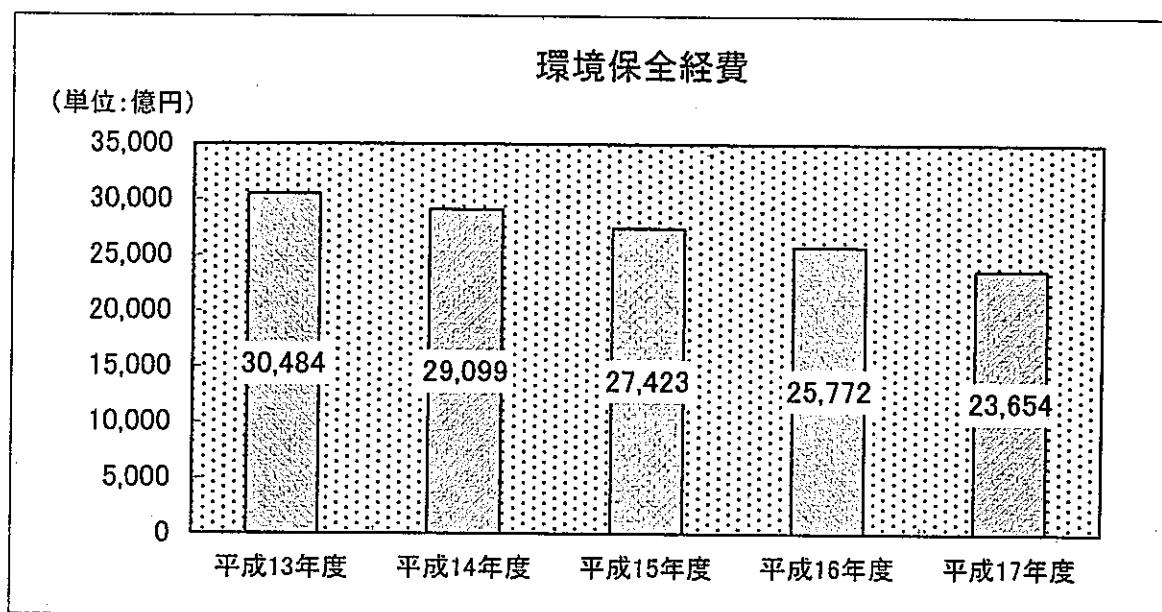
第三次環境基本計画の策定に当たっては、学校ビオトープを全国各地で整備推進していくことの重要性を、明記されることを要望します。

環境保全経費の国の予算に占める割合の推移

	環境保全経費<a>		国の予算(純計)		<a>/
	予算額 (億円)	対前年度比 (%)	予算額 (億円)	対前年度比 (%)	
平成13年度	30,484	100.2	2,509,351	120.2	1.21
平成14年度	29,099	95.5	2,484,001	99.0	1.17
平成15年度	27,423	94.2	2,323,450	93.5	1.18
平成16年度	25,772	94.0	2,424,352	104.3	1.06
平成17年度	23,654	91.8	2,396,553	98.9	0.99

注) 平成17年度の環境保全経費については、予算案の額である。

(出典) 環境省総合環境政策局環境計画課資料



(出典) 環境省総合環境政策局環境計画課資料を基に (財) 日本生態系協会作成

事項別環境保全経費（当初）

(単位：百万円)

事 項 等	平成15年度	平成16年度	平成17年度
地球環境の保全	721,055	632,423	543,991
大気環境の保全	237,124	269,661	314,225
水環境、土壤環境、地盤環境の保全	1,100,108	1,034,702	923,108
廃棄物・リサイクル対策	185,530	167,250	149,458
化学物質対策	13,846	15,553	13,055
自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	387,241	357,351	332,367
各種施策の基盤となる施策等	97,418	100,212	89,198
合 計	2,742,321	2,577,153	2,365,402

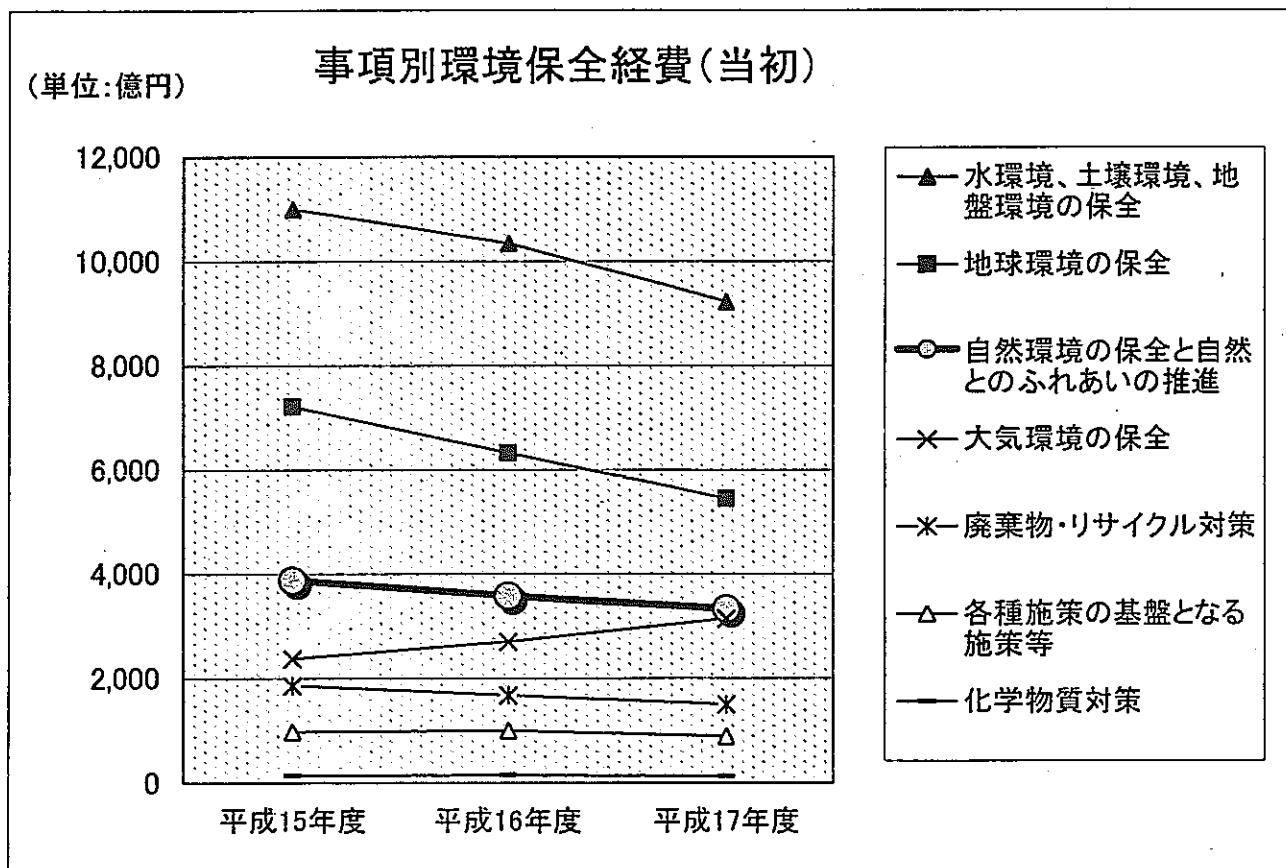
注1) 表中における計数には特別会計分が含まれる。

2) 実施計画により配分される経費であって概算決定時には配分が決定しない経費は除いてある。

3) 単位未満は四捨五入してあるので、合計と端数において一致しない場合がある。

4) 平成17年度の環境保全経費については予算案の額である。

(出典)環境省総合環境政策局環境計画課資料



(出典)環境省総合環境政策局環境計画課資料を基に (財) 日本生態系協会作成